

平成 20 年度事業計画

社団法人日本馬術連盟は、日本における馬術の中央団体として、当連盟定款第3条の目的を達成するため、以下の事業を実施する。

平成 20 年度においては特に、①第 29 回オリンピック競技大会(2008/北京)に向けた参加人馬の強化(馬術競技は香港)および2010 Alltech FEI 世界馬術選手権大会・第 16 回アジア競技大会(2010/広州)・第 30 回オリンピック競技大会(2012/ロンドン)を目標とした競技力の向上・強化対策、②ジュニア層の育成・強化対策、③審判員等競技役員の養成と技術の向上、④獣医関連業務の充実、⑤国民体育大会を活用した馬術競技の普及と全国レベルでの競技力向上、⑥公益法人関連法に則った体制の整備、等を重要課題とする。

1. 各種馬術競技会の主催及び公認

- ① 全日本障害馬術大会(ジュニア等を含む)、全日本馬場馬術大会(ジュニア等を含む)、全日本総合馬術大会(ジュニア等を含む)、全日本エンデュランス馬術大会、国民体育大会馬術競技を主催する。また、馬インフルエンザ流行のため延期した平成 19 年度の全日本総合馬術大会を本年度に実施する。
- ② CSI-W、CDI およびCEIの FEI への公認支援を行う。
- ③ 連盟主催による国際馬術大会を開催する。また、そのレベルアップのための準備に取り組む。
- ④ 各種競技会の公認を行う。

2. 馬術競技に関する各種規則の制定

- ① 日本馬術連盟の各種規則の制定及び改廃を行う。
- ② FEI各種規則の改廃に対応して会員に対する広報を行う。
- ③ 公認競技会のカテゴリー・馬のグレード制を充実する。

3. 国際馬術競技会等への参加及び人馬の派遣

- ① 第 29 回オリンピック競技大会(2008/北京)へ選手団を香港へ派遣する。
- ② 海外合宿訓練・講習会等を実施する。
- ③ 国際競技会等へ選手・役員を派遣し、競技力向上に努めると共に、諸外国との交流・親善を深め、併せて国際馬術界の情報収集を図る。

4. 馬術の普及及び向上

- ① 国内外で活動する特に優秀な選手に対し支援を行う。
- ② 海外よりコーチを招聘し騎乗・調教技術の向上を図る。
- ③ 国際競技役員を養成するため、国際馬術連盟公認の講習会・研修会等に派遣を行う。

また、同連盟公認の講習会・研修会を開催する。

- ④ 組成団体の加盟団体が所有する馬匹に対し飼育費助成および優秀乗馬助成を行うと共に、都道府県馬術連盟及び組成団体の事業費及び事務費の助成を行う。
 - ⑤ ウェブサイトの活用と馬術情報とのリンクにより、各種情報を広く迅速に展開し、馬術振興に資する。
 - ⑥ 馬事関連団体との連携を図りながら、健全な馬術の普及に努める。
5. 競技馬及び選手の登録
- ① 当連盟の主催・公認する競技会及び国際競技会に参加する人馬の登録業務を行う。
 - ② 馬の個体識別に関する知識を啓蒙し、登録業務の円滑化を図る。
 - ③ 乗馬所有者の登録の明確化を図る。
6. 各種資格の認定
- ① 競技会における獣医業務の明確化を図るとともに講習会を実施し JEF 登録獣医師制度を構築する。
 - ② 審判の専門化を含む技術役員の講習会を実施し、新規資格者の認定および技術の向上を図る。
 - ③ 準コーチの検定講習会を行うとともに、(財)日本体育協会公認スポーツ指導者養成制度における公認馬術コーチを養成する。
 - ④ 騎乗者資格の認定を行う。
7. 馬術に関する事項の調査研究及び指導奨励
- ① 国際馬術連盟及びアジア馬術連盟の活動に参加するとともに国際情報の迅速な収集に努め、日本の馬術界の発展に資する。
 - ② 「一貫指導・競技者育成プログラム」を実践する。
 - ③ 厩舎保管理体制の構築をはじめとした馬ドーピング検査体制の整備及び獣医関連業務の充実を図る。
 - ④ 主催競技会およびFEI公認競技会等で馬のドーピング検査を実施すると共に、ドーピング防止に関する知識の啓蒙を図る。
 - ⑤ (財)日本アンチ・ドーピング機構に協力して選手のドーピング防止に関する知識の啓蒙を図る。
8. 優秀な競技馬の増加
- ① 内国産馬の振興を図る。
 - ② 内国産馬振興のための奨励策として優秀乗馬奨励金の付与を行う。
 - ③ 国内の乗用馬生産団体と連絡を密にし、必要な助言を行う。

9. 機関誌等の発行、ウェブサイトの充実及び広報活動

- ① 馬術情報の刊行及びウェブサイトの充実を図る。
- ② マスメディアに対し情報を積極的に提供し、馬術の振興に寄与する。
- ③ 主催・公認競技成績等のデータベースを充実させると共に、ウェブサイトを通じて公開する。
- ④ 乗馬および会員登録システムの再構築のための準備作業に取り組む。
- ⑤ 日本馬術連盟 60 年史を刊行。

10. 人馬の表彰

- ① 功労人馬の表彰を行う。
- ② 当該年度の内外競技会において優秀な成績を収めた人馬の表彰を行う。

11. 公益法人関連法に則った体制の整備

平成20年12月に新公益法人制度の施行が見込まれており、以後5年間の移行期間がある。できるだけ早い時期に公益社団の認定を受けるため、所要の準備作業を行う。